

明 公 第 1 0 9 号

2022年(令和4年)2月22日

明石市長 泉 房 穂

(公印省略 都市整備室緑化公園課)

明石北わんぱく広場清涼飲料水自動販売機設置業者の公募について

明石北わんぱく広場内における清涼飲料水自動販売機について、設置業者を公募しますので希望される方は、下記により応募してください。

1 設置場所等の概要

(1) 設置場所

明石北わんぱく広場(明石市大久保町松陰338-1)

(2) 設置面積等

別紙、位置図参照

(3) 公募する清涼飲料水自動販売機数

1台

2 設置条件

(1) 運営方法

設置業者は、自ら自動販売機を設置し管理すること。また、第3者に下請けさせ、もしくは委任しないこと。

(2) 設置可能な自動販売機

ア 自動販売機で販売する清涼飲料水は、アルコール類（アルコール類に準じる飲料水を含む）を販売しないこと。

イ 自動販売機で販売する清涼飲料水の容器は、缶、ペットボトル、またはそれに類するものとする。なお販売品目については、可能な限りペットボトルの使用を抑制するなど、プラスチックごみ削減の観点に配慮したものとする。

ウ 設置する自動販売機のデザインは、明石市広告掲載指針第3条、明石市広告掲載基準第5条に抵触しないデザインであること。

エ 自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、平日並びに土曜日、日曜日または祝日、年末年始においても対応可能であること。

オ 本市の施設として、良質な清涼飲料水を低廉な価格で供給できること。

(3) 設置開始日

令和4年4月1日

(4) 設置期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、行政財産使用許可が更新される場合は、令和9年3月31日まで設置できる。

(5) 施設使用

落札決定後、設置業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可を受けて使用すること。

(6) 設置料

明石市が設定する最低設置料840円（月額）以上で、かつ、最高金額をもって有効な価格の見積りをおこなった金額を設置料とする。

支払い方法は、原則年払いとし、指定する納期限までに納入すること。

(7) 光熱水費等

光熱水費、設備等の消耗品、及び清掃等の費用については、全額、設置業者の負担とする。電気料金については、原則、現行設置者から電力会社との契約及び設備を引き継ぎ、設置者が電力会社に料金を支払うものとする。

(8) 使用上の制限

ア 設置業者は、公園の一部を使用していることを十分認識し、常に良好な状態で使用すること。

イ 空き缶・ペットボトル等の回収容器を設置し、定期的に回収すること。

ウ 公園利用者に対し安定的に清涼飲料水を提供するため、欠品（売り切れ）が発生しないよう計画的に補充するとともに、施設管理者が欠品の補充を依頼した場合は速やかに補充が行えること。

エ 自動販売機設置以外の用途に使用しないこと。

オ 現状を変更する場合には、市の許可を得ること。

(9) 損害賠償

設置業者の責任により使用物件の全部または一部に損害を与えたときは、設置業者は、市に対し損害額に相当する金額を賠償すること。

(10) 許可の取消

市において公用または公共用に供するため設置場所を必要とするとき、または設置業者が設置条件に違反したときは、市は設置許可を取り消すことができる。設置業者は、この場合に生じた損失を市に請求することができない。

(11) 原状回復

設置業者は、設置期間が満了したとき、または設置許可を取り消されたときは、自己の責任において市の指定する期日までに自動販売機を撤去し、使用場所を原状に回復すること。なお、設置業者が原状回復の義務を履行しないときは、使用者の負担において市が行う。

(12) 有益費等の請求権放棄

設置業者は、設置期間が満了したとき、または設置許可を取り消されたときは、自動販売機設置に投じた改良及び修繕によって生じた有益費、その他一切の費用は請求できない。

(13) 転貸等の禁止

設置業者は、設置場所を他の者へ譲渡し、委託し、転貸し、または担保にすることはできない。

(14) 届出等の義務

ア 設置業者は、代表者及び団体名称等に変更があった場合は、書面により遅滞なく届け出ること。

イ 設置業者は、毎月の販売数を書面により報告すること。

(15) 事故・故障等の処理

設置業者は、設置期間中において発生した事故・故障等については、設置者の責任において処理すること。

3 参加要件（応募者は、次のすべての要件に該当する者）

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(2) 明石市契約規則（平成 5 年規則第 10 号）第 3 条の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定もしくは再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。

(4) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から見積合わせ日までに指名停止処置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。

(5) 公告日において納期限が到来している明石市税（※）を見積合せの日の前日までに完納していること。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）及び納付期限が延長されたもの（延長された納付期限を過ぎていないもの）を除く。

(6) 見積合せの前日において、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）（※）を完納していること。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）を除く。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる項目のいずれにも該当しないこと。

(8) 明石市広告掲載基準第 4 条による事業者でないこと。

(9) 明石市における過去の清涼飲料水自動販売機設置業者の公募において、契約予定者に決定していながら、辞退等で設置日までに当該飲料水自動販売機を設置しなかった者又は事業者でないこと。

(10) 事故・故障等の際、自己の責任において即刻対応でき、かつ相応の補償能力があること。

4 清涼飲料水自動販売機設置業者募集に関する質問及び回答

- (1) 募集内容に関し、質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリにより都市整備部緑化公園課へ清涼飲料水自動販売機設置業者の公募に関する質問書により提出してください。
令和4年2月22日（火）から令和4年3月1日（火）午後1時まで

FAX 078-918-5109

明石市都市局都市整備室緑化公園課 清涼飲料水自動販売機設置業者公募担当 宛

- (2) 質問に対する回答

令和4年3月3日（木）午後1時から市のホームページにおいて公表します。

5 応募方法

応募する者は、令和4年3月3日（木）に市のホームページに掲載する清涼飲料水自動販売機設置業者募集に関する質問及び回答を確認の後、以下の方法により応募してください。また、応募される前に、設置場所の確認をしてください。

- (1) 次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール（様式4）を貼り付けてください。

ア 応募申込書

イ 販売を行うとする清涼飲料水の品目リスト

ウ 設置予定の自動販売機の寸法が分かる資料と、外観カラー写真（2面以上。カタログの写しでも可）。

エ 個人事業者であっては、現在の経営規模（氏名、商号、事業開始年月日、元入金の額、従業員数、売上高、事業内容、所在地を明記した書類）

オ 法人登記簿謄本、又は住民票謄本（写しでも可）

カ 国税・市税完納証明書（公告日以降に発行されたものに限る。写しでも可）

国税の納税証明書は、個人の場合にあっては、その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）、法人の場合にあっては、その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）、納税の猶予の特例を受けている場合にあっては、その1（納税の猶予の特例を受けていることがわかること。直近2年分の法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書）を提出。

ただし、明石市税を納付する義務がない者については、市税完納証明書は不要

キ 自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した暴力団排除に関する誓約書（**年額（見積金額の12か月分）が200万円を超える場合に限る**）

ク 見積書（指定様式）

- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等（簡易書留も可）の郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 都市整備部緑化公園課への郵便物の必着期限は、令和4年3月8日（火）午後5時です。この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。

また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

- イ 郵便物提出日中に、ファクシミリにより都市整備部緑化公園課へ公募型見積合わせ参加確認書を送付してください。

FAX 078-918-5109

都市整備部緑化公園課 公募型見積合わせ担当 宛

6 見積方法及び契約方法

- (1) 見積金額は、月額設置料を記載してください。なお月額設置料には行政財産使用料を含みます。
- (2) 販売本数実績（参考：令和3年4月から令和3年12月の平均）
約900本／月

7 設置業者選定方法

見積合わせを行ない、最高金額をもって有効な見積りをおこなった応募者を設置業者とします。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。また、販売品目の売値（値下げ）等は、審査の対象とはしません。

8 見積合わせ日時および場所

日時 令和4年3月10日（木）午後3時25分（予定）※状況により前後します。

場所 明石市役所 本庁舎8階 804会議室

9 見積合わせ結果の公表

令和4年3月11日（金）市のホームページにおいて公表します。

10 その他

応募申請に係るすべての費用は、応募者の負担とします。また、提出されたすべての申請書類等についても、審査結果にかかわらず一切返還しませんのでご了承ください。